

日キ連ならではの歩みを



日本キリスト教連合会委員長
山北 宣久

60教派・教会の加盟によって成り立つ日本キリスト教連合会はカトリック教会と福音派諸教団が加わっている分NCCより広く、行政との関連において深い歩みを重ねている。

そもそも所轄庁は「日本宗教連盟」を宗務行政における窓口を位置づけているが、その構成団体として本連合会が法人事務上の責任を重く担い続けているのである。

今年度は私が委員長に就任したことに伴い、事務局を早稲田の日本基督教団事務局内に移転して歩みつつづけている。

引き続き常任委員会を中心に活動は前進しているが日本宗教連盟、東京都宗教連盟の報告を丁寧に受けつつ、対応を密にしている。

秋には天城山荘に会場を移して「法人事務・会計実務研修会」を3日間実施した。この会も33回を数えているが、総参加人数60名をもって法人実務の円滑な推進のため、今回も良き研鑽をなすことができた。

また定例会は第一回を10月3日にカトリック中央協議会の東京大司教 岡田武夫氏を講師に迎え「政教分離と信教の自由」について学ぶことができた。(参加者25名)

一方、今年は百年振りの公益法人制度をめぐる抜本的改正が12月1日施行をめざしてなされる予定であるが、この重要なテーマについて第二回目の定例会を3月28日、潮見の日本カトリック会館にて開催した。

題して「新しい公益法人制度と新しい公益法人税制の概要について」佐藤丈史氏(日本宗教連盟幹事、本連合会常任委員)を講師に開催した。(参加者55名)

これらの定例会をとってみても日本キリスト教連合会ならではの会合であって、本連合会の存在と働き、そして使命の大きさというものを感じさせられている。

地味な働きのように見えるが宗教界全体の課題というものを所轄庁との関わりにおいていつもアテナを張りつつ、常に的確な対応をなしていく重要性を今後も果たしていく所存である。各構成団体、教会の熱き支援を願ってやまない。

なお二〇〇八年度総会は4月25日、日本基督教団会議室に招集されている。当日総会後の2時から講演会を古屋安雄氏を迎え「宣教一五〇年のキリスト教と日本」とのテーマでなす予定である。よろしくご参加いただきたい。

講演会



教育におけるサーバント・リーダーシップ

講師：池田 守男氏

2007年4月27日(金)午後2時～3時30分 日本基督教団4階会議室

講師紹介 一九三六年、香川県高松市出身。「教育再生会議」副会長 日本基督教団銀座教会員。東京神学大学卒、資生堂社長、東京商工会議所副会頭、日本商工会議所特別顧問、経済同友会幹事等を歴任。現在は資生堂相談役。

次世代の教育について関心の高まる中、それぞれの教会においても若い魂の救いと育成のため、祈りと愛の労が積み重ねられていることと思えます。安倍内閣のもとで発足した「教育再生会議」に副会長として関わり、またクリスチャン事業家として資生堂、東洋英和女学院での働きを担っておられる池田守男氏を講師にお迎えし、「教育におけるサーバント・リーダーシップ」と題して講演をいただきます。

講演の要旨は次のとおりです。

1 教育再生会議の目ざすところ

今日の世相は、経済中心、モノを中心の思考が幅をきかせ、心が置き去りにされています。結果として利己

主義、エゴイズムが蔓延し、社会の絆が希薄になっています。こうした戦後の社会構造、価値観の見直しが迫られています。そのような中で、「社会総がかり」で教育再生に立ち向かおうとするのが、今回の教育再生会議です。

資源に恵まれない私たちの国では、人材こそが最大の資源です。世界に開かれた「美しい国」づくりに向けて、さらに教育を大切にしていかなければなりません。これからは、社会を構成するあらゆる主体がそれぞれの役割に応じて「公」を担うべき時代になっていきます。こうした「公」の精神とあり方を問い直すことから始められました。

2 社会に見られる「公」の精神

日本の伝統の中に「公」の精神は生きていました。近江商人の「三方よし」、石田梅岩の「先が立ち、我も立つ」などです。現在、企業の社会的責任(CSR)、コンプライアンス(法令遵守)が叫ばれています

し、日本経団連では「企業行動憲章」の改訂を重ねています。改正教育基本法の前文にも「個人の尊厳」と共に「公共の精神を尊ぶ」ことがうたわれています。モノと心、個と公のバランスが求められています。

3 キリスト教における人間教育と「公」の精神

主イエスの洗足に見られるように、「サーバントに徹する」あるいは「与える喜び」を知っていることがキリスト者の精神です。すなわち、上に立つ者が仕える者の立場に身を置く逆ピラミッド型の組織こそがキリスト教的なあり方です。上に立つ者が下の者を「支える」サーバント・リーダーシップこそが私たちの目指すべき目標です。個の繁栄が全体の繁栄に繋がりに、「各々の賜物をもって、お互いに仕え合う」「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣く」、そして「子どもたちの目が輝き、笑顔が絶えない」社会の実現を目指しています。

[講演のレジュメから]

1. 「信教の自由」の理解の進展

カトリック教会では信教の自由を考える上で、2つの重要な宣言があります。(1)まず第2ヴァチカン公会議での「信教の自由に関する宣言」を取り上げます。第一項「聖なる公会議は、そのような義務が人々の良心に達して、これを束縛すること、また真理がやさしく、そして強く心にしみこむ真理そのものの力によらなければ義務を負わせないことを宣言する」。第二項「外的強制からの免除の権利は、真理を求め真理を受け入れなければならないという義務を果たさない人にも存続している」。第三項「自分の良心に反して行動するよう強制されてはならない。また、特に宗教の分野において、自分の良心に従って行動することを妨げられてはならない」。(2)次にヨハネ・パウロ2世の「紀元2000年の到来」(1995年)からです。「……もう一つの痛ましい歴史の一章は、何世紀にもわたって、真理への奉仕に際しての不寛容、さらには暴力の行使を黙認したことです。……こうした歴史の結果、本物の真理を証しするためには、他者の意見を抑え付けたり、無視したりすることも場合によってはやむを得ないと多くの人が思うようになってしまったかもしれません。多くの要因はしばしば不寛容を正当化する憶測を生み……」。

2. 戦前、戦中のカトリック教会の苦悩

1932年の靖国神社参拝拒否事件が契機となり、1935年の全国教区長共同教書において「……自然法並びに神法に従って、君のため、国のために誠心誠意を尽くし、一旦緩急あればふたつとないのちも喜び勇んで君国のためにささげよ」とうたわれていました。1936年の布教聖省指針「祖国に対する信者のつとめ」では個人としての神社参拝まで愛国心と忠誠心のしるしとされ、「許される」から「参拝するよう教えられなければならない」と拡大解釈されていました。

3. 戦後のカトリック教会の理解

第2ヴァチカン公会議(1962～65年)を経て、1986年には白柳誠一日本カトリック司教協議会会長による戦争責任の表明がありました。1987年には第一回福音宣教推進全国会議を開催、教会が社会問題、政治問題に関わることに対する疑問が出されました。1995年に司教団声明「平和への決意」、日本カトリック正義と平和協議会声明「新しい出発のために」が表明され、「侵略戦争を聖なる戦争と捉えた、その神学的根拠を解明すること」が提起されました。



写真は、2月28日公益法人制度に関する定例会

第33回 法人事務・会計実務研修会



2007年10月29日(月)～31日(水) 天城山荘

秋の天城山荘で33回目となる「法人事務・会計実務研修会」が開催されました。研修内容を考えるとあまりにも短い3日間でしたが、密度の濃い集中した学びをすることができました。今回は3つのクラスに分けて行われました。

A. 法人事務クラス 佐藤丈史先生

法人事務を正しく処理し、適正に管理運営することは、キリスト教会の証しのために大切なことです。このクラスでは、参加者が法人事務の重要性を理解することと、日常の事務を適正に処理するノウハウを学びました。

(1) 2008年に改訂される公益法人制度

一般社団法人、一般財団法人とは何か。公益社団法人、公益財団法人にはどのような団体が含まれるのか。その中で公益法人認定の要件とはどのようなものか。

公益法人税制の概要について。社団法人、財団法人が宗教法人に移行する方策はあるのか。その可能性と対応について。

(2) 教会の代表役員、役員、事務担当者

代表役員、責任役員会、総会、監事の役割を理解すること。公告が必要なのはどのような場合か。備付義務(提出義務)の帳簿、書類を整備すること。規則変更をするときの手続きについて。議事録の書き方。会堂建築等多額の資金が動く場合の注意点。非課税になる場合、その申請の仕方について。

(3) 宗教法人を設立するときの手続き

宗教法人設立の意義、認証される目安、設立までの具体的な手順について。

B. 教会と会計・税金クラス 繁田勝男先生

最近「透明性」という言葉がよく使われます。教会もまた透明性に心を用い、そのため

の努力を怠ってはなりません。

宗教法人には公認された会計基準というものがなく、バラバラで行われているのが現状です。そこで一応の指針を基に実務にも使える最低限のルールを今回は学びます。

(1) 会計について

宗教法人といえども社会的な説明責任があります。対社会的に宗教法人の会計責任があり、教会内に対しては信徒に対して収支を表す必要があります。宗教法人会計という見地から、まず公益性が高いという認識を持つことが大切です。収支計算における資金の理解、資産の貸借対照表の考え方、減価償却を税法に照らして適正にすること等、一定の基準に従って表示する必要があります。

ここでは具体的に宗教法人に必要とされる会計書類の作成、備え付け、提出の方法を学びます。特に収益事業を行っている場合は適正な会計処理をしなければなりません。

(2) 税金の問題

次のような税金が考えられます。事業を行っている場合は法人税、消費税。印紙税、源泉徴収税、法人住民税、事業税などです。

C. 会計事務クラス 計良祐時先生

このクラスは少人数で、パソコン前にして実習を行いました。会計ソフト「PCA 宗教法人会計」を使用し、実際に簿記の入力作業を体験しました。

定例会

新しい公益法人制度と 公益法人税制の概要について

講師：佐藤文史先生

今年12月1日施行の新しい公益法人制度は、百年ぶりの抜本的な改正とも言われています。いわゆる「官」と「民」の中間に位置する「公益」を育て、公益を充実させることを目的としています。

現在の公益法人の運営方法に、新しい公益法人制度の考え方や仕組みを重ねてみますと驚くような違いが見えます。宗教法人だから関係がないと傍観することはできません。新しい公益法人制度の考え方は、やがて宗教法人や学校法人に影響が及んでくると考えるべきです。

新しい公益法人制度の詳細な情報、また法制化へ向けての準備状況は、行政改革推進本部のホームページ「公益法人制度改革の概略」参照。

*

1 新しい公益法人制度の注目すべき特徴

この新しい公益法人制度の対象は「社団法人、財団法人、中間法人」です。会社法で定める一般の「株式会社、有限会社」は、解散時に利益を当事者で分配することができますが、公益法人の場合は財産や利益を分配することができません。そこが違います。

(1) 主務官庁による認可主義を廃止

し、準則主義を採用します。定款の認証を受け登記するだけで法人を設立できるようになります。

(2) しかし公益法人と認められるためには、公益認定等委員会による公益認定を受けなければなりません。これが公益認定制度です。そのための公益認定の基準として「公益目的事業（23種）」が定められます。宗教活動は「信教の自由を目的とする」という文言で加えられました。ただし不特定多数の利益のためでなければなりません。

(3) 上記の基準に照らして公益法人と認められずと、一方でさまざまな制約が課せられます。たとえば、他の団体の意志決定に関与することができるほどの株式保有の制限、公益認定等委員会（内閣府）による監督、解散時の残余財産の強制的処理、公益目的事業が支出の50%以上でなければならぬ等です。

(4) 理事会や評議会、役員会の持ち方についても具体的に基準が定められ

ています。議決については持ち回り会議は不可であること、ただしテレビ会議や電話会議、メールやファックスは認められること、役員等の選任は当選は不可、必ず選出であること、任期は2年とされ重任は妨げないことなどです。

*

2 新しい公益法人税制の概要

新しい公益法人税制はすでに2月11日に閣議決定されていますので、近々国会において可決され、正式に成立することになります。

(1) 公益法人として認定された社団法人、財団法人は収益事業にのみ課税されます。いわゆる収益事業34種から公益目的事業に該当する23種を除外したものが課税対象となります。

(2) 一般社団法人、一般財団法人は公益性を考慮し、税制においては「公益法人に近い非営利一般法人」「共通の利益を図る非営利一般法人」「普通法人である一般法人」の3つに区分され、税率が変わってきます。



2008年度総会／講演会のご案内

2008年4月25日(金)正午～午後3時30分 日本基督教団 4階会議室

日本キリスト教連合会 2008 年度総会を開催いたします。加盟教団・教会には別紙でご出席のご案内をいたします。

プログラムは、正午から昼食を共にして歓談の時を持ちます。その後、昨年度の諸報告(日本宗教連盟、東京都宗教連盟、日本キリスト教連合会の常任委員会および定例会等)をいたします。さらに昨年度の会計、新年度の活動計画と会計予算の報告をし、ご承認をいただきます。ご質問、ご意見、ご提案等がございましたらご準備ください。

■ 講演会 午後 2 時から
「宣教 150 年のキリスト教と日本」
講師：古屋安雄先生

日本の宣教開始 150 年を記念する年を迎えようとしております。一方で伝道の不振が越えがたい壁のように立ち塞がっています。キリスト教と日本の精神構造、靈性に関する研究では第一人者であられる古屋安雄先生をお迎えして、講演会を開催いたします。

講演会は公開ですので、どなたでも参加できます。ご出席をお待ちしております。

訃報

亀谷荘司先生ご召天

永年にわたり日本キリスト教連合会のためにご尽力くださいました亀谷荘司先生は、昨年 8 月 10 日に召天されました。81 歳でした。

ご遺族に主のお慰めをお祈りいたします。

●日本キリスト教連合会役員

委員長 山北宣久

常任委員 愛澤豊重

川勝高宏

三鍋 裕

前田万葉

徳弘浩隆

中村隆治郎

佐藤丈史

矢木良雄

▼日本キリスト教連合会2007年度活動報告

4月27日 2007年度総会

／講演会(講師:池田守男氏)

総会后 第1回常任委員会

6月13日 第2回常任委員会

7月13日 第3回常任委員会

10月3日 第4回常任委員会

／定例会(講師:岡田武夫師)

10月29～31日

第33回法人事務・会計実務研修会

11月28日 第5回常任委員会

2月28日 第6回常任委員会

／定例会(講師:佐藤丈史氏)

4月25日 第7回常任委員会／総会／講演会

*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは
東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本基督教団
事務局「日本キリスト教連合会」へ。